



報道関係者 各位

令和6年10月11日  
【照会先】  
栃木労働局労働基準部監督課  
監督課長 安武 寿和  
監察監督官 谷内 有  
電話 028(634)9115

## 11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します ～ 重点監督、過労死等防止対策推進シンポジウム等を実施 ～

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。栃木労働局(局長 <sup>かわくち ひでと</sup>川口 秀人)では、同月間に、過労死等の一つの要因である長時間労働の是正、賃金不払残業などの解消に向け「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

### 1 実施期間

令和6年11月1日(金)から11月30日(土)までの1か月間

### 2 主な取組

#### 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日の設定

ア 過重労働相談受付集中期間【11月1日(金)～11月7日(木) (日、祝を除く)】

栃木県内の各労働基準監督署

(開庁時間 平日 8:30～17:15)

労働条件相談ほっとライン 0120 - <sup>はい!</sup>811 - <sup>ろうどう</sup>610 (フリーダイヤル)

(月～金 17:00～22:00 土、日、祝 9:00～21:00)

イ 特別労働相談受付日【11月2日(土)9:00～17:00】

過重労働解消相談ダイヤル 0120 - <sup>なくしましょう</sup>794 - <sup>長い残業</sup>713 (フリーダイヤル)

#### 集中的な監督指導(重点監督)

各種情報から長時間労働になっていると考えられる事業場や過労死等による労災請求が行われた事業場等に対し、集中的な監督指導(重点監督)を実施します。

#### 栃木労働局長、栃木運輸支局長による企業訪問

トラック運転者の長時間荷待ち等の改善についての取組事例紹介、取組現場見学、トップ対談を行います。【詳細は別途公表】

日時 11月5日(火) 13:15～14:45

会場 小山市横倉新田400 コマツ小山工場内)

#### 過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死等防止対策の現状、企業の取組事例、専門家による過労死・過労自殺予防についての講演、過労死遺族による体験談などを聞くことができます。【参加無料】

日時 11月22日(金)14:00～16:30(受付13:00～)

会場 小山商工会議所 大会議室 (小山市城東1-6-36)

#### 使用者団体や労働組合への要請

労使の主体的な取組を促すため、使用者団体や労働組合に対し、栃木労働局長名による協力要請を行います。

# 厚生労働省では、**過重労働解消キャンペーン**期間中、次の取組を実施します



**1 労使の主体的な取組を促進します**  
 使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

**2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します**  
 都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

**3 長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します**  
 長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

**労働相談を実施します**

11月2日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

**相談無料**

4 **令和6年11月2日(土)** なくしましろう **0120-794-713** 長い残業  
 9:00~17:00

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

**相談窓口の詳細** ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

**過重労働解消のためのセミナーを開催します**

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。  
 \*詳細は専用ホームページをご覧ください。

**参加費無料**

5 **専用ホームページ** ▶ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

**「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します**

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。  
 \*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

**参加費無料**

**専用ホームページ** ▶ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

**11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります**

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

**「しわ寄せ」防止特設サイト** ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

働き過ぎにより生じるさまざまなリスク、ご存知ですか?  
 あなたの心や体は大丈夫ですか?  
 健康のために必要なこと、それは適切な労働時間と健全な労働環境です。  
 あなたは、働き過ぎていませんか?  
 毎日の労働時間、この機会に一度、見直してみませんか?



毎日の労働時間、見直しませんか?

## 11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。

**無料** 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00  
なくしましろう 長い残業

**過重労働解消相談ダイヤル** **0120-794-713**

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料)※匿名でもOK **過重労働解消キャンペーン** **検索**

11月1日~7日は、**過重労働相談受付集中期間**です 都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください

**労働条件相談ほっとライン** **0120-811-610**  
はい! ろうどう  
**相談受付時間** 月~金17:00~22:00 土日・祝日9:00~21:00

11月2日(土)は、SNS相談も実施しています

# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「**過労死等防止啓発月間**」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



**知って  
いますか?**

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

## 長時間労働が健康に与える影響は?

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



## 確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。

**確かめよう労働条件サイト** ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



## 働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

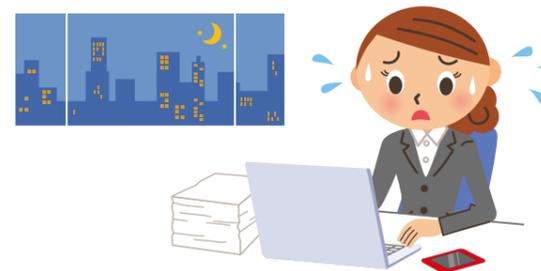
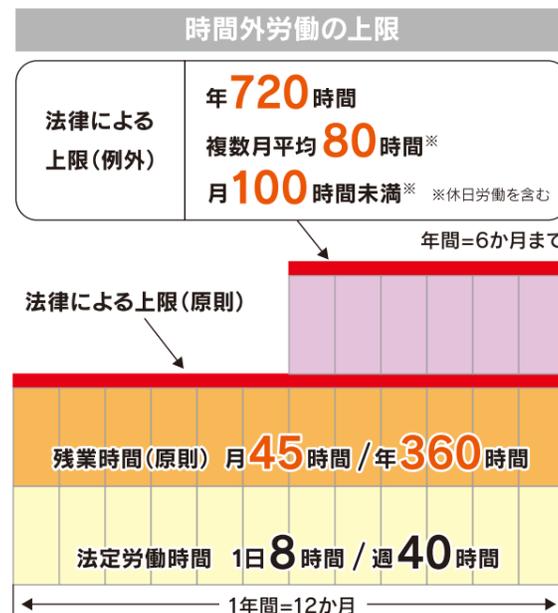
**働き方・休み方改善ポータルサイト** ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



# 過重労働による健康障害を防止するために

## 1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(右枠参照)は必ず守ってください。
- 時間外労働は本来、臨時的な場合のみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針※1)に適合したものであるようにしてください。
- 労働時間を適正に把握※2)してください。



## 2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません(対象:年次有給休暇が年10日以上付与される労働者)。
- 年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

## 有給休暇



## 3 労働時間等の設定を改善しましょう。

- 勤務間インターバル制度※3)の導入をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- 具体的な措置の内容は、ガイドライン※4)を確認しましょう。

## 4 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- 指針※5)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第323号)  
 ※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)  
 ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み  
 ※4 「労働時間等見直しガイドライン」(平成20年厚生労働省告示第108号)  
 ※5 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、平成18年3月、健康保持増進のための指針公示第3号)



**栃木**

**会場**

## 過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。



**参加  
無料**

事前申込

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時

2024年**11月22日(金)**  
14:00~16:30 (受付13:00~)

会場

**小山商工会議所 大会議室**  
(栃木県小山市城東1-6-36)



主催：厚生労働省 後援：栃木県、栃木県弁護士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議、栃木県経営者協会、  
連合栃木、栃木県社会保険労務士会、栃木産業保健総合支援センター、栃木県社会福祉士会、栃木県精神保健福祉士協会

二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

# 栃木会場

## プログラム

開会挨拶

栃木労働局より現状の報告

企業の取り組み事例発表

過労死を考える家族の会 体験談

[ 基調講演 ]

**「過労死・過労自殺予防のための法令順守のために  
～ポストハラスメント防止法の今あらためて過労自殺予防対策を考える～」**

天笠 崇 氏(静岡社会健康医学大学院大学 准教授 / 代々木病院精神科医師)

閉会挨拶



## 天笠 崇 氏

静岡社会健康医学大学院大学准教授  
/代々木病院精神科医師

代々木病院精神科医、代々木病院EAPケアシステムズ顧問  
働くもののいのちと健康を守る東京センター理事長  
北里大学医学部大学院環境医科学群労働衛生学非常勤講師  
(一社) SST普及協会事務局長  
(公財) 社会医学研究センター代表理事

【専門領域】

社会健康医学、精神保健学、労働精神医学、精神医学、京都大学  
(社会健康医学博士)、認定産業医・労働衛生コンサルタント、  
精神保健指定医、日本精神神経学会専門医・指導医、(一社) SST  
普及協会認定講師

## ●会場のご案内

### 小山商工会議所 大会議室

(小山市城東1-6-36)

・JR小山駅から徒歩10分

## ●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。▶▶▶

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →  同意しました。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当するにをお願いいたします。

- |                                  |                                    |                              |                                      |                              |                                |                              |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者     | <input type="checkbox"/> 会社員       | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員        | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生  | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 |                              |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> その他 [   |                                    |                              |                                      |                              |                                | ]                            |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

【個人情報の取扱いについて】 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: ☎ 0570-080082 (ナビダイヤル)  
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp